

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第16号

令和2年3月27日監査公表第9号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和2年9月25日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊 男
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和
2 財 第 4 9 8 号
令和2年5月29日

福島県監査委員 勅使河原 正之
福島県監査委員 佐久間 俊 男
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 菅 家 惣一郎

様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

行政監査に係る措置状況について（通知）

令和2年3月13日付け元福監第283号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 監査対象
マイナンバーの利用等に関する事務について
- 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
第3 監査委員意見	

1 マイナンバーの利用状況について

(1) 情報連携の対象となる事務手続は、全て情報連携を活用し、添付書類を省略することが基本とされているが、マイナンバーを入手し、情報連携は行わずに添付書類の提出を求めている事務については、情報連携に向けた取組を推進するとともに、事務手続の申請者に対して、十分な説明を行うことが望まれる。（障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

(2) 情報連携の対象となる事務手続であるが、マイナンバーの入手は行わず、添付書類の提出を求めている事務については、情報連携に向けた取組を推進するとともに、事務手続の申請者に対して、十分な説明を行うことが望まれる。（職員業務課、障がい福祉課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

（障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務」については、事務手続の申請者に対して十分な説明を行うためのチラシ等作成について検討するとともに、福島県特別障害者手当等事務取扱要綱に定める認定請求書様式について、個人番号記入欄の目的や省略可能となる添付書類を注意書きへ追記するなどの改正について検討する。

またそれ以外の事務についても情報連携の活用に向け、現状の課題を分析している。

（職員業務課）

児童手当の支給に関する事務については、令和2年5月19日に通知し、情報連携が行えない原因や対応状況について通知している。なお、認定に必要な所得情報がすべて情報連携で取得できるよう国に確認しながら、情報連携の導入を検討する。

（障がい福祉課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務」については、事務手続の申請者に対して十分な説明を行うためのチラシ等作成について検討するとともに、福島県特別障害者手当等事務取扱要綱に定める認定請求書様式について、個人番号記入欄の目的や省略可能となる添付書類を注意書きへ追記するなどの改正について検討する。

またそれ以外の事務についても情報連携の活用に向け、現状の課題を分析している。

2 マイナンバーの利用に関する周知について

(1) 利用事務のうち情報連携が行われていない事務については、その原因や対応状況について、広く県民に対する周知を実施されたい。（職員業務課、障がい福祉課、子育て支援課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所、いわき地方振興局）

（職員業務課）

児童手当の支給に関する事務については、令和2年5月19日に通知し、情報連携が行えない原因や対応状況について周知を行った。

（障がい福祉課、子育て支援課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務」については、事務手続の申請者に対して十分な説明

を行うとともに、様式の改正等について検討する。「小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務」に関しては、県ウェブサイトマイナンバー収集の目的、添付書類の省略の可否、情報連携が行えない理由及び対応について掲載し、周知を行っており、それ以外の事業についても申請窓口等での申請者に対し、説明を継続するなど周知の徹底を進めている。

(いわき地方振興局)

障害児入所給付費等に関する事務については、情報連携は開始されているが、それにより省略可能な書類が少なく、現時点では負担軽減が見込めないとの観点から、事務を所管する児童家庭課において、従前どおりの書類提出を求めている。

このことについては、児童家庭課と調整の上、申請者への周知方法を検討したい。

(職員業務課)

法定調書作成事務については、庁内共有フォルダや庁内Webに「マイナンバーの取得対象者をまとめた一覧表」や「マイナンバー収集ガイド」を格納し年間を通じて閲覧できるようになっているが、改めてマイナンバーの入手が必要な事案について令和2年5月19日に通知し、所属に周知を行った。

今後定期的(4月及び10月)に周知を行っていく。

- (2) 関係事務のうち法定調書作成事務について、「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」の作成対象となる「同一人に対するその年中の支払金額の合計額が5万円を越えるもの」以外の事案についても、マイナンバーを入手し保管している事例が複数機関で確認されていることから、法定調書作成事務に係るマイナンバーの取扱いについて、関係機関に対して年間を通じて継続した周知が図られるように検討されたい。(職員業務課)

3 マイナンバー情報の管理について

- (1) 関係事務のうち法定調書作成事務について、保有している特定個人情報情報を的確に把握できるようにするため、一覧表等を作成し管理することについて検討されたい。
(障がい福祉課、相双保健福祉事務所、障がい者総合福祉センター)

(障がい福祉課、相双保健福祉事務所、障がい者総合福祉センター)

障がい者総合福祉センターにおいては、一覧表の作成は完了し、的確に把握できる状態である。それ以外の部署については、詳細な把握ができるよう様式の見直しや、エクセル等による電子データ化を進めていくこととしたい。

- (2) 関係事務のうち法定調書作成事務について、特定個人情報を含む書類の保存期間が明確でないものについては、関係法令等に基づいた適切な保存期間を設定し、管理を図られたい。(私学・法人課、県南地方振興局、会津地方振興局、障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所、会津若松建設事務所)

(私学・法人課)

法定調書作成事務に係る特定個人情報を含む書類の保存期間を今年度当初に5年間と設定したところであり、引き続き適切に管理してまいりたい。

(県南地方振興局)

今回の結果を受け、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「福島県文書等管理規則・総務部長依命通達」

を踏まえて、次のとおり取扱いを設定した。

- 法定調書記載のために取得した個人番号（提供を受けた個人番号）は、所定のファイルに綴り金庫に保管する。
- 提供を受けた個人番号は、年度ごとに整理し、整理簿に記載する。
- 提供を受けた目的の達成（法定調書記載）に必要な範囲を超えて保有してはならないため、「保存期間を1年」とし、保存期間満了時には速やかに廃棄する。
- 廃棄の際はシュレッダーで確実に処分するものとし、廃棄年月日を記載する。

法定調書作成事務に関して平成29年度以前に収集した個人番号については、上記に基づき廃棄処理を実施した（令和2年3月30日）。

（会津地方振興局）

今回の結果を受け、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「福島県文書等管理規則・総務部長依命通達」を踏まえて、次のとおり取扱いを設定した。

- 法定調書記載のために取得した個人番号（提供を受けた個人番号）は、金庫等鍵付きの場所に保管する。
- 提供を受けた個人番号は、年度ごとに整理し、管理台帳簿に記載する。
- 提供を受けた目的の達成（法定調書記載）に必要な範囲を超えて保有してはならないため、「保存期限を1年」とし、保存期限満了時には速やかに廃棄する。なお、雇用契約等の継続的な関係がある場合には、給与所得の源泉徴収票等作成のために翌年度以降も継続的に利用する必要から、特定個人情報を経営的に保管することができることとされているが、目的達成後は速やかに廃棄する。
- 廃棄の際はシュレッダーで確実に処分するものとし、廃棄年月日を記載する。

（障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所）

県北保健福祉事務所に関しては、法定調書の当該暦年分（1月～12月支払い分）を翌年1月初めに職員業務課へ提出することにより、関連業務が終了となるため、マイナンバー情報につい

- (3) 関係事務のうち法定調書作成事務について、特定個人情報を含む書類の原本を他機関に提出しその写しを保管する場合には、個人番号欄の確実な塗りつぶしを行われたい。(会津若松建設事務所)

4 マイナンバー制度の推進について

- (1) 県がマイナンバーを利用する利用事務、情報連携を行っている利用事務を県民に広く周知するために、県全体の状況について、ホームページへ掲載することを検討されたい。(情報政策課)

- (2) より効率的な情報連携が行えるようにするため、情報連携を行っている機関からその運用状況等を確認する機会を確保し、その内容を踏まえて、国における情報連携システムの担当機関にシステム改修の要望等を行うことについて、検討されたい。(情報政策課)

ての保存期間を1年と設定し、管理を行っている。

また、児童家庭課では5年間の保存期間を設定し管理を行っており、その他の障がい福祉課、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所では保存期間を明確にし、適正な管理を行う。

(会津若松建設事務所)

監査後、「知事の保有する個人情報」の適切な管理のための措置に関する基準に基づき、本人から提出されたマイナンバー情報については、保存期間を1年とし、手続書類の作成事務を終了した場合、当該年度経過後には適切に廃棄することとしている。なお、翌年度以降も継続した賃貸借契約等がある場合には、マイナンバーガイドラインに基づき、書類作成のために引き続き保管を行っている。

また、マイナンバーを記載した公文書については、鍵のついたロッカーに保管後、保存期間終了後、適切に廃棄している。

(会津若松建設事務所)

監査後、臨時事務補助員(令和2年度から会計年度任用職員)雇用時出納室に提出する書類について、保管用の写しをとる際は個人番号記載箇所にカバーアップテープを貼ることで、個人番号が写らないようにしており、不必要な特定個人情報は保存していない。

(情報政策課)

本県におけるマイナンバー利用事務について、一覧をウェブサイトへ掲載する。

また、情報の最新化のための掲載内容の更新、及び県民に広く情報が伝わるようにわかりやすい表現に努めていく。

(情報政策課)

毎年6月頃、情報連携の基礎となるデータ標準レイアウトの改訂が国から示される。その際、情報連携を行う機関に運用課題の照会を行い、連携に必要なデータ項目の追加、削除などの要望をとりまとめ、総務省大臣官房個人番号企画室に要望している。

また、情報連携システムの運用に関する課題について、随時、情報連携を行う機関から集約し、国への問い合わせ先である情報共有サイトを通じて国に要望を行っていく。

(監査総務課)

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

令和2年9月25日

福島県監査委員 勅使河原 正之
 福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

2 監査等の種類

財務監査

3 監査等の対象及び実施内容

(1) 商工労働部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
テクノアカデミー郡山	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
テクノアカデミー浜	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査

(2) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
中央家畜保健衛生所	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査

(3) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
安積高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
岩瀬農業高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
白河実業高等学校	平成30年度 令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
相馬高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
相馬東高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	佐久間俊男	佐竹 浩	書面監査
県中教育事務所	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
教育センター	平成30年度 令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
保原高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査
磐城農業高等学校	令和元年度	令和2年8月3日	勅使河原正之	高橋 宏和	書面監査

4 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。（合規性）
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。（正確性）

- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、初期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)
- 5 監査等の結果
- (1) 商工労働部
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (2) 農林水産部
監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。
- (3) 教育委員会
ア 監査した結果、次の6件の指導事項について是正・改善を求めた。

対象機関	是正・改善を求めた事項
安積高等学校	・旅費について、3か月以上遅延して支払っている。 ・給与支給日に現金で給付すべき給与について、1名分が同日に支給されていない。
白河実業高等学校	・生産物の生産台帳への記載及び出納簿の整理が適切でないため生産量及び現在量が確認できないものがある。
相馬高等学校	・行政財産の使用許可に伴う電気料について、平成30年10月から平成31年2月までの分と同年3月分を分けて調定すべきものを一括して平成30年度分として調定している。
教育センター	・工事現場事務所で使用する私用水道料について、平成30年10月から平成31年2月までの分と同年3月分を分けて調定すべきものを一括して令和元年度分として調定している。
磐城農業高等学校	・物品購入調書による決裁手続がないまま授業用資材の納品を受けるとともに支払の事務処理を失念している。

イ 上記以外の機関は、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和元年度分の県公営企業に係る定期監査を実施した結果は、次のとおりです。

令和2年9月25日

福島県監査委員 勅使河原 正之
 福島県監査委員 佐久間 俊 男
 福島県監査委員 佐 竹 浩
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

第1 監査等の基準

本件の監査等は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。

第2 監査等の種類

財務監査

第3 監査等の着眼点

- (1) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (2) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (3) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)

- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が挙げられているか。(効率性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、初期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

第4 監査等の対象、実施内容及び結果

対象機関 福島県企業局
実施年月日 令和2年8月3日
実施方法 実地監査
担当監査委員 勅使河原 正之
高橋 宏和

(福島県工業用水道事業)

1 決算及び財務の状況

令和元年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の実績は、総給水量321,953,277m³で、前年度と比較して949,931m³(0.3%)増加している。なお、当年度における建設改良事業については、小名浜ポンプ場電気設備更新工事等を実施している。

経営実績では、事業収益が2,646,308,097円に対し事業費用は2,711,537,580円で、当年度の純損益は△65,229,483円となっており、前年度より68,329,538円利益が減少している。これは、前年度と比較し、営業収益(水道料金)及び営業外収益(一般会計負担金等)の増加はあったものの、令和元年東日本台風災害対応経費等の営業費用が増加したためである。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(福島県地域開発事業)

1 決算及び財務の状況

令和元年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業の実績は、白河複合型拠点において1,808m²、いわき四倉中核工業団地第2期区域において26,603m²分譲した。

当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が98.3%、白河複合型拠点(造成済み)業務用地が83.3%、いわき四倉中核工業団地第2期区域が38.9%となっている。

経営実績では、事業収益1,743,897,455円に対し事業費用は530,527,566円で、当年度の純利益は1,213,369,889円となっており、前年度の純利益1,300,393,754円と比較すると、土地売却収益190,983,570円の減等により、87,023,865円の減となっている。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対象公所 福島県企業局いわき事業所
実施年月日 令和2年8月3日
実施方法 書面監査
担当監査委員 佐久間 俊 男
佐竹 浩

事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であったと認められる。

監査の結果、次の1件の指導事項については是正・改善を求めた。

(指導事項)

固定資産、流動資産の管理・経理に適正を欠いているものがある。
監査の結果、次の1件の検討事項について改善のための検討を求めた。

(検討事項)

修繕費の単独随意契約について検討を要するものがある。

対象機関 福島県病院局
実施年月日 令和2年8月3日
実施方法 実地監査
担当監査委員 佐久間 俊 男
佐 竹 浩

(福島県立病院事業)

1 決算及び財務の状況

令和元年度における決算及び財務については、事業経営の実態を正しく反映しているとともに、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されたものと認められる。

2 事業経営の状況

県立病院は、大野病院が東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い休止しており、当年度における利用可能な施設は、4病院1診療所、許可病床数356床である。

令和元年度の患者数は、入院が延べ60,546人、外来が延べ106,224人で、前年度と比較して、入院は3,106人(4.9%)の減少、外来は555人(0.5%)の増加となっている。増減の主な要因としては、入院は南会津病院の内科及び整形外科の医師数減少等により患者が減少し、外来は矢吹病院の児童思春期外来に係る患者が増加し、また、ふたば医療センター附属病院の救急病院としての地域における認知が進んだことなどにより患者が増加している。

経営実績では、医業収益 2,992,609,326円に対し医業費用が6,808,321,917円となり、医業損失は3,815,712,591円で前年度と比較して41,338,601円(1.1%)減少している。

また、事業収益 7,545,992,489円に対し事業費用が7,180,441,575円となり、純利益は365,550,914円で前年度と比較して320,445,613円増加している。純利益が増加したのは、旧会津総合病院看護師寮跡地等の売却により固定資産売却益が増加したことなどによるものである。

令和元年度において一般会計から繰り入れられた負担金・補助金は、総額3,721,471,387円となり、主に退職手当対応経費の増加により前年度と比較して94,831,814円(2.6%)増加している。

このうち宮下病院、南会津病院については、医業収益の減少等により損失が増加したことから、収支差補てん額は1,355,291,654円で、前年度と比較して47,622,407円増加している。

累積欠損金は主に廃止病院に係る減価償却費により発生したもので、期末残高が6,562,707,930円となり、固定資産の売却により前期末より365,550,914円減少している。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

対象公所 県立大野病院
実施年月日 令和2年8月3日
実施方法 書面監査
担当監査委員 佐久間 俊 男
佐 竹 浩

事業経営の状況

当病院は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっており、入院及び外来の実績はない。

事業収支について、収益が89,047,370円で前年度と比較して152,253,687円(63.1%)、費用が98,113,359円で前年度と比較して153,473,490円(61.0%)とともに減少し、純損失は9,065,989円で前年度と比較して1,219,803円(11.9%)減少した。

収益の主なものは長期前受金戻入であり、費用の主なものは減価償却費である。

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、重要な事項は認められない。

(監査総務課)